業者の監督と責任の明確化

お米はこの看板の店で買いましょう

生産者と消費者の間で集荷や販売を行っている集荷業者や卸・小売の販売業者を、国や県の監督のもとにおくことにしました。

集荷業者は農林水産大臣の指定制に、販売業者は知事の許可制です。

これは、品質面も含めた必要量の確保、価格の安定、流通の円滑化などを図り、責任を明確にするためです。

縁故米や贈答米などの規制緩和

親類や知人の間などで、無償で行われる縁故米や贈答米の規制はなくなりました。

また、売渡し譲渡などの規制もゆるやかになり、米の生産者が労賃などで現物支払する場合玄米30㌔以下、生産者以外の人は精米10㌔以下の譲渡ができます。

ご利用ください ポン菓子 せんべい機

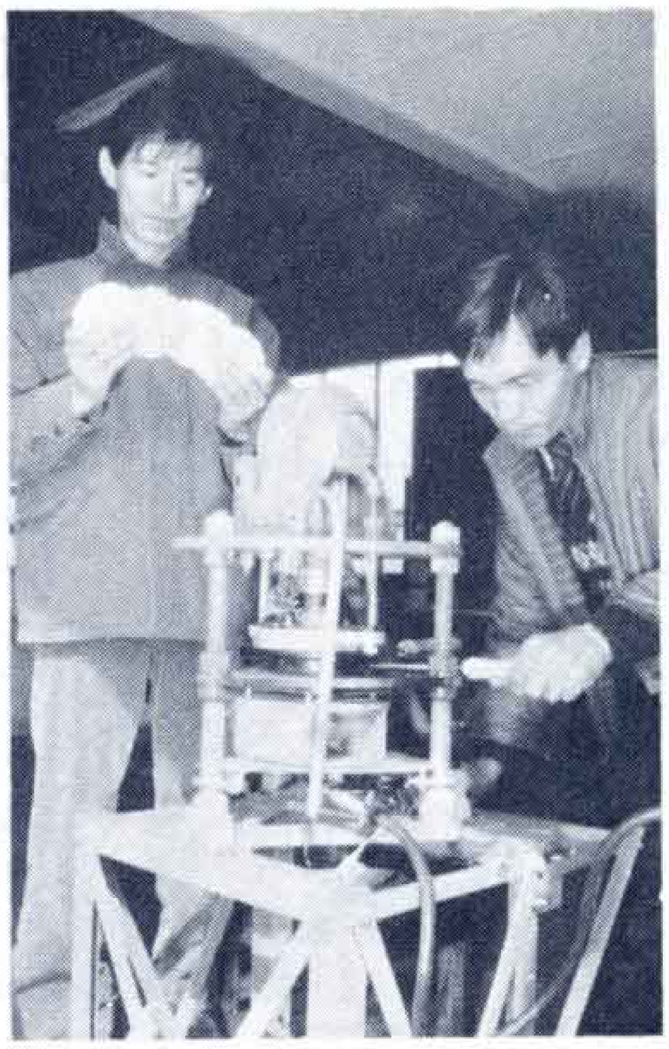

ポンせんべい機でおいしいせんべいが

富士市米消費拡大推進協議会（会長渡辺房江さん）では、ポン菓子機とポンせんべい機の利用をすすめています。

これは米の消費拡大を図る一環としてグループや団体などを対象に無料で貸出されているものです。

昔なつかしいポン菓子やポンせんべいが、手軽に誰にでも出来ると好評です。

各１台づつ用意されています。

昔なつかしいポン菓子機

お申し込みは

貸出しを希望する場合は、市役所農政課（☎51-0123内線四〇三）へ申し込んでください。そのほかお問合せもお気軽にどうぞ。

グループ訪問 ⑥1

福祉ボランティア ふたば会

おしめ作りに精を出す会員

「紙おむつはただれやすくて。やっぱり古ぎれを利用したものがいいんですよ。」

鷹岡地区だけでもねたきり老人は二十三人。その人たちへのおしめ作りをやっている。ねたきり老人をかかえた家族の負担は大きく、おしめを作っている暇がないほど。だからせめておしめ作りを通して人のためにつくせたらとはじまった。

「ボランティア活動は無理しては続かないんです。」

来なくてもとがめないし、会費もない。

「いろんな人と話しあえるのもいいわ。」

プロフィール

昭和50年、鷹岡地区の在宅ねたきり老人のおしめ作りを主な活動として発足。月２回鷹岡公民館が例会場。障害児へのボランティアや勉強会も年に何度か行う。会員20人。材料の古きれを求めている。

連絡先☎71－4416（芝川正子）